

三重県立図書館改革実行計画

どこにも2つの図書館

-改訂版-

令和元年度アクションプログラム
(第2版)

令和元年6月改訂

三重県立図書館

アクションプログラム作成について

三重県立図書館では、平成23年4月に県立図書館のあるべき姿をふまえた4年間の取組方針として三重県立図書館改革実行計画「明日の県立図書館」を、さらに平成27年にはその考え方を継承する「どこにも2つの図書館」を策定し、さまざまな取組を進めてきました。

これらの取組方針においては、「全県域・全関心層へのサービス」と「先進的なサービス」という県民への「2つの約束」を掲げ、これを実現するために「3つの活動」に最優先で取り組むとともに、図書館経営について「5つの方策」に留意することを基本的な考え方としてきました。

そしてこのたび「どこにも2つの図書館」による取組が平成30年度で終了するにあたり、今後について検討を行った結果、当面の2年間については、これまでの活動の検証と新たな取組方針の検討を行う期間としました。また「3つの活動」による取組についても、現在の方針を継続していくこととし、今回その内容を「どこにも2つの図書館」改訂版としてとりまとめました。

県立図書館の役割は、すべての県民がよりよい図書館サービスを等しく利用できるようにすることです。県立図書館はこれまでの改革実行計画の基本的な考え方を継続し、「2つの約束」を実現するために「3つの活動」に最優先で取り組むとともに、「5つの方策」に留意していきます。

三重県立図書館では、この計画を確実に実行するため、計画をもとに各年度の予算に応じた具体的な事業や実施時期を設定し、「年度別アクションプログラム」として公表します。

令和元年度アクションプログラム

今年度に行う具体的な事業・活動を「アクション」とし、それぞれの実行スケジュールを「計画・準備」「実施」「評価」「継続」で示します。

凡例： ○計画・準備 ●実施 ■評価 →継続

3つの活動

三重県立図書館は、「2つの約束」を実現するために、「資料・情報の創造的活用」や「特色ある資料の充実」、「三重県図書館体制づくり」の「3つの活動」に取り組んでいきます。

1 資料・情報の創造的活用

県立図書館の豊富な資料は、県民の読書活動はもちろん調査研究や課題解決にも大いに役立ちます。このような資料が効果的に活用されるためには、図書館員がさまざまな分野においてより多くの方々と連携しながら、活用方法を積極的に紹介していくことが必要です。

今後は特に学校図書館との連携により、子どもの読書活動を支援していくとともに、障がい者や外国人の方々にも図書館の利用を提案していきます。

(1) 県民の課題解決を支援します

県立図書館は、パスファインダー等求める情報にたどり着くための手助けとなるツールの作成等により、県民等の調査研究活動や課題解決を支援していきます。

アクション		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
県民等の調査研究・課題解決の支援	連携展示			●			●						●
	県職員向けメールマガジン	●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	パスファインダーの充実	●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	図書館セミナーの開催	○	●										

(2) 県民の読書活動を支援します

県立図書館は、県立学校図書館や小中学校図書館と連携しながら、市町立図書館の参考となるような事業に取り組んでいきます。

また、これまで図書館を利用したことのない方や、さまざまな事情で図書館を利用できない方にも留意して、より多くの方々にサービスを届けられるよう努めます。

アクション		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
読書に親しむ機会の創出		●	●	●				●		○	●	●	
多様な利用者へのサービスの充実		●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
学校図書館との連携・協力	学校司書向け県立図書館利用案内		●										
	学校図書館と連携した事業の実施					○	→	→	→	●			
	小中・高校向けブックリストの作成	●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	小中学校向け新刊児童書閲覧会の実施		○	→	→	→	→	→	→	→	→	●	

2 特色ある資料の充実

県立図書館には、市町立図書館で所蔵していない専門書や、三重県に関する資料を積極的に収集し、長く保存する役割があります。それとともに、収集した資料を活用していただくための工夫も必要です。

このことから、今後は特に三重県に関する資料(地域資料)に関して機能強化を図るとともに、保存スペースの確保についても検討していきます。

(1) 地域資料の充実を図ります

地域資料コーナーの資料を通じて、県民等の調査研究活動を支援するとともに、三重県に関する有用な情報を提供します。

一般的な流通ルートによらない三重県関係の資料については、随時出版情報をチェックしながら網羅的な収集に努め、収集した情報は広く発信していきます。また、資料がより活用されるよう、展示等を通じた情報発信を行います。

行政から提供される資料において、電子媒体のみでしか提供されないケースが増えていることから、電子化された県の行政資料を収集し、その活用について考えていきます。

アクション		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
三重県関係資料の収集と活用	出版情報の収集と発信(「三重県関係出版物速報 みえの本」)の発行	●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	地域資料コーナーでのミニ展示の実施			○	●			○	●			○	●
行政資料の収集と活用		○	→	→	→	●	→	→	→	→	→	→	→
資料活用のためのツールの整備		●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

(2) 資料の保存環境を整備します

県立図書館は、開館から20年以上が経過し、資料の保管場所である書庫の収容能力が限界に近づきつつあります。長期的な保存が必要かどうかを慎重に見極めながら所蔵資料の選別を行い、保存スペースの確保に努めます。

アクション		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保存スペースの確保	保存年限を超過した逐次刊行物の除籍による保存スペースの確保		●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	特定分野における除籍候補資料の抽出と除籍		○ ●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

3 三重県図書館体制づくり

県立図書館が全県域に等しく図書館サービスを提供するために、市町立図書館や公民館図書室、県立学校図書館などと積極的に連携するとともに、県内の図書館情報を収集・発信し、県内の図書館ネットワークの充実を図ります。

また県内の図書館員のスキルアップを支援し、県全体の図書館サービスの向上をめざします。

(1) 市町立図書館等の情報を収集し、発信します

県立図書館は、市町立図書館など県内の図書館とのコミュニケーションに努めるだけでなく、

図書館サービスの内容や利用状況などの情報を収集・発信していきます。

また、図書館未設置の自治体についても、状況に合わせて支援を行い、図書館機能の強化に努めます。

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
県内の図書館情報の収集と公開	○	●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	■
図書館未設置自治体への支援	○ ●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	■

(2) 県内の図書館員のスキルを高めます

県立図書館は、初任者や中堅職員向けの研修の実施や、職員の相互交流制度などにより、県内の図書館員のスキルアップに努めます。

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
県内の図書館員の育成支援	●	■									○	→
県立図書館職員の育成	●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
図書館員の相互交流	○ ●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	■